

伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児及び障害者（以下「障害児者」という。）の家族が疾病等のために家庭内の介護が困難となった場合、家族の日頃の介護疲れを解消する場合等に障害児者を一時的に介護するレスパイトサービス事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の知的障害児者であって、次の各号のいずれかに該当するものを介護する保護者又は家族とする。ただし、当該知的障害児者が医療的ケアを必要とする者である場合及び事業による介護が適当でないと認められる者である場合は、この限りでない。

- (1) 療育手帳を有する者
- (2) 特別支援学校等に在籍する者
- (3) 小、中学校特別支援学級に在籍する者
- (4) 法令に定められた障害者施設又は障害者地域作業所等を利用している者
- (5) その他市長が特に認めた者

(事業の実施日等)

第3条 事業の実施日は、市長が定める日とする。

2 事業の実施時間は、午前9時から午後4時までとする。

(事業の実施)

第4条 市長は、事業の実施に当たり、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業者に事業の委託ができるものとする。

(登録)

第5条 事業の利用の承認を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、あらかじめ伊勢原市レスパイトサービス事業利用登録書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用申込)

第6条 前条の規定による登録をした利用申込者は、別表第1に定める申込期間内に伊勢原市レスパイトサービス事業利用申込書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、事業の利用日の可否を決定し、利用日時の決定を伊勢原市レスパイトサービス事業利用日程表（第3号様式）により、利用申込者に通知するものとする。

(利用の取消し及び利用事項変更)

第8条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の取消し又は利用事項の変更をしようとするときは、市長にその旨を申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、利用の取消し又は利用事項の変更を決定し、その結果を口頭により利用者に伝えるものとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用当日の障害児者の健康等の状態を連絡すること。
- (2) 事業の実施場所又は市長が指定する場所への障害児者の送迎は、家族等が行うこと。
- (3) その他市長が事業実施上、特に必要と認める事項
(利用者負担金)

第10条 市長は、利用者等からその負担能力に応じて、別表第2に定める当該利用に係る費用（以下「利用者負担金」という。）を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる世帯は、利用者負担金を無料とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 市民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4の規定による控除前）非課税の世帯

3 市長は、第1項の規定により利用者負担金を決定したときは、伊勢原市レスパイトサービス事業利用者負担金決定通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

（利用人数等の調整）

第11条 市長は、事業の公平な利用と円滑な実施を図るため、1日の利用者数を調整することができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱の規定は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月9日告示第93号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の伊勢原市レスパイトサービス事業

実施要綱に定める様式による申込書は、改正後の伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱に定める様式による申込書とみなす。

附 則（令和８年５月２８日告示第１２６号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

区 分	利 用 理 由	申 込 期 間
社会的理由	疾病・出産・冠婚葬祭・ 事故・災害・失踪・出張 看護・転勤 学校等への公的行事への 参加等	利用日の 1 月前から 2 日前まで
私的理由	社会的理由以外	利用日の 1 月前から 5 日前まで

別表第 2 （第 9 条関係）

利 用 時 間	利用者負担金
1 回 4 時間以内	5 0 0 円
1 回 4 時間超	1 , 0 0 0 円

第 1 号様式（第 5 条関係）

伊勢原市レスパイトサービス事業利用登録書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者	住所	伊勢原市
	氏名	(利用者との関係)
	電話	

伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり利用登録いたします。

ふりがな 利用者氏名	男・女
利用者生年月日	年 月 日（ 歳）
利用者住所	伊勢原市
手帳の有無	☐ 療育手帳 (A1・A2・B1・B2) ☐ 身体障害者手帳 (種 級) ☐ その他 ()
備 考	

第 2 号様式（第 6 条関係）

伊勢原市レスパイトサービス事業利用申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所 伊勢原市
氏名 (利用者との関係)
電話

伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱第 6 条により、次のとおり利用申込みします。

なお、利用者負担金の決定のために必要があるときは、市民税等の課税状況等について、市長が関係機関に報告を求めること及び利用者本人の日常生活能力等の状況について、障害福祉サービス事業者に対して情報提供することに同意します。

ふりがな 利用者氏名				
利用日時	利用日時	送迎	利用日時	送迎
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
	月 日 () 時 分～ 時 分		月 日 () 時 分～ 時 分	
利用理由	☐ 社会的理由 (疾病・出産・冠婚葬祭・事故・災害・出張・看護・学校等の公的行事への参加等) ☐ 私 的 理 由 ()			
備 考				

第 3 号様式（第 7 条関係）

伊勢原市レスパイトサービス事業利用日程表

年 月 日

様

伊勢原市長 

伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱第 7 条により、次のとおり利用を決定いたします。

利用者氏名				
利用日時	利 用 日	送迎	利 用 日	送迎
	月 日 () 時～ 時		月 日 () 時～ 時	
	月 日 () 時～ 時		月 日 () 時～ 時	
	月 日 () 時～ 時		月 日 () 時～ 時	
	月 日 () 時～ 時		月 日 () 時～ 時	
	月 日 () 時～ 時		月 日 () 時～ 時	
利用理由	☐ 社会的理由 ☐ 私的理由			
備 考				

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

伊勢原市レスパイトサービス事業利用者負担金決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市レスパイトサービス事業実施要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり利用者負担金を決定したので通知します。

利用者氏名	
利 用 者 負 担 金	円 内訳 月分の利用者負担金 5 0 0 円／回× 回 = 円 1 , 0 0 0 円／回× 回 = 円